

## 学童クラブ利用要件及び審査指数の見直しについて

学童クラブを利用するための要件及び学童クラブの定員を超えて利用を希望する児童がいる場合に順位を決定する審査指数の見直しについて、以下のとおり報告する。

### 1 学童クラブ利用要件、審査指数の見直しの考え方

現行の学童クラブの利用要件で定めている「放課後の起点とする時間」と実際の小学校の生活時程に相違がある。また、学童クラブ入会時の審査指数は、保護者の就労場所が居宅外の場合に比べ、居宅内の指数が低くなっており、現代の多様な働き方に適合出来ていない。これらのことを踏まえ、学童クラブ利用要件及び審査指数を実態に則した形になるよう見直しを行う。

### 2 主な改正内容(詳細は別紙のとおり)

- 小学校の生活時程に合わせ「放課後の起点とする時間」を1、2年生は14時30分、3年生は15時15分とする。これに伴い、学童クラブ利用要件の放課後1時間30分以上適切な保護を必要とする時間を1、2年生は16時以降、3年生は16時45分以降とする。
- 「放課後の起点とする時間」の見直しに伴い、学童クラブを早退とする時間を1、2年生は16時30分より前、3年生は17時15分より前とする。
- 学童クラブを早退する場合の指数を新設し、それに伴いその他の指数を2倍にする。
- 現代の多様な働き方を踏まえ、居宅外就労と居宅内就労等の指数を同じにする。

### 3 今後のスケジュール

令和6年11月中旬	第1期学童クラブ利用申請受付
令和7年1月末	第1期審査結果通知
2月上旬	第2期学童クラブ利用申請受付
2月下旬	第2期審査結果通知

学童クラブ利用要件、審査指数改正内容

No.	改正				現行				備考		
1	区分	放課後の起点とする時間	1時間30分以上保護を必要とする時間	早退とする時間	区分	放課後の起点とする時間	1時間30分以上保護を必要とする時間	早退とする時間	○1、2年生は5校時(14時30分まで)、3年生は6校時(15時15分まで)が基本となる。		
	月曜～金曜	1、2年生 3年生	14時30分 15時15分	16時以降 16時45分以降	16時30分より前 17時15分より前	月曜～金曜	1年生 2年生 3年生	14時 14時30分 15時		15時30分以降 16時以降 16時30分以降	16時より前 16時30分より前 17時より前
2	条件		調整指数	備考		条件		調整指数	備考		
	保護を必要とする日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合	+2	1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。		保護の必要な日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合	+1	塾等で常態として早退する日は0.5日として換算する。週2日早退があると保護の必要な日から1日除外されることになる。		
		月曜から土曜の間に週5日の場合	0				月曜から土曜の間に週5日の場合	0			
		月曜から土曜の間に週4日の場合	-2				月曜から土曜の間に週4日の場合	-1			
		月曜から土曜の間に週3日の場合	-4				月曜から土曜の間に週3日の場合	-2			
	早退による調整	1、2年生は16時～16時30分、3年生は16時45分～17時15分に早退する場合(1日の早退につき-1)	-1			世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	1・2年生 3年生以上	+2 +1	単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による逃避の場合を含む。	
	世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	1・2年生 3年生以上	+4 +2			学年による調整	1年生 2年生 3年生	+1 -1 -2	特別支援児童については、マイナス調整は行わない。	
		両親の不存在等により親族等が養育している場合		+4				特別支援児童	各学年共通	+1	
	学年による調整	1年生	+2	特別支援児童、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。		学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合(兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む)			-3	審査時の納付状況による。	
		2年生	-2								
3年生		-4									
特別支援児童	各学年共通	+2	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等を交付されているか、特別支援学級等へ通所している。								
医療的ケア児	各学年共通	+2									
学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合(兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む)			-6	審査時の納付状況による。							

No.	改正		現行		備考			
3	各保護者の状況		各保護者の状況		○現代の多様な働き方を踏まえ、居宅外就労と居宅内就労の指数を同じにする。 ○学童クラブを早退する場合の指数を新設し、それに伴いその他の指数を2倍にする。			
	類型	細目	類型	細目				
	就労 (月曜日から土曜日の就労状況)		勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が18時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合	居宅外就労(勤務日数の全日が居宅外を就労場所とする)		放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	10	
			勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が17時~18時前である日が週3日以上あることを常態とする場合			放課後2時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9	
			勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が16時~17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合 ※利用要件から3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。			放課後1時間30分適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	8	
			勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が16時~17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合	居宅内外就労(勤務日数の2分の1を超える日数が居宅外を就労場所とする場合)		放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9	
			勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が16時~17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合			放課後2時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	8	
			※利用要件から3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。			放課後1時間30分適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	7	
	就学または就労のための技能習得		類型「就労」の日数、時間(居宅内の場合、就学等が終了した時間)の細目を準用する	居宅内就労(勤務日数の2分の1を超える日数が居宅内を就労場所とする場合)		放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	7	
	疾病	入院	1か月以上の長期入院の場合	疾病		入院	1か月以上の長期入院の場合	6
		自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし(常時病臥状態)、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合			自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし(常時病臥状態)、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合	9
			上記以外で適切な保護を行えない場合(理由明記)				上記以外で適切な保護を行えない場合(理由明記)	6
	障害 (身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する)		身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合	障害 (身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する)		身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合	10	
			身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級の場合			身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級の場合	8	
			身体障害者手帳4級の場合			身体障害者手帳4級の場合	6	
	看護・介護等(親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること)	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する	看護・介護等(親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること)		居宅外	放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	10
		居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目(看護・介護等の時間とする)を準用し、指数は「就労」の指数から4点減算する。			居宅内	放課後2時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9
	求職		放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	求職		放課後1時間30分適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	8	
	不存在			不存在			6	
	両親の不存在等により親族等が養育している場合は療育者の状況等を上記に適用			両親の不存在等により親族等が養育している場合		養育者の就労状況等を上記に適用	10	
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合		上記のいずれかの適切な基準を適用	10		